

伴走支援型特別保証制度

新型コロナウイルス感染症の影響のほか、原油価格・物価高騰などの影響により「売上が減少してしまった」、「利益が減少してしまった」という方の資金繰りを円滑にすることを目的とした保証制度です。

ポイント1

国から信用保証料の補助が受けられます。

ポイント2

融資金融機関によるフォローアップが受けられます。

ポイント3

要件（※詳細裏面）に該当すれば、経営者保証を免除できます。

ポイント4

既存の借入をまとめて、返済の負担を少なくできます。

ホームページ
はこちら



詳しくは裏面をご参照ください。

お問い合わせ先

本店	保証統括部 保証推進課	TEL 027-231-8875	前橋市大手町3丁目3番1号 中小企業会館4階・5階
	営業部 保証第一課	TEL 027-231-8818	
	営業部 保証第二課	TEL 027-231-8819	
高崎支店	保証第一課・保証第二課	TEL 027-362-7733	高崎市問屋町2丁目7番地2
桐生支店	保証課	TEL 0277-43-6211	桐生市錦町3丁目1番25号
太田支店	保証課	TEL 0276-48-8811	太田市飯田町1180番地



伴走支援型特別保証制度の概要

保証限度額	1億円
対象となる方 (お申込要件)	以下の①~③のいずれかの要件に該当し、「経営行動計画書」を作成された方 ①セーフティネット4号の認定を受けていること ②セーフティネット5号の認定を受けていること ③一般保証であって、かつ次のいずれかに該当すること I. 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること II. 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること III. 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること IV. 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること V. 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること VI. 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること VII. 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
融資期間	分割弁済 10年以内（据置期間5年以内） 一括弁済 1年以内
連帯保証人 (経営者保証)	必要となる場合があります。 経営者保証免除対応を適用する場合は、原則法人の代表者の連帯保証は不要です。 ※免除対応要件：資産超過であること、法人と経営者の資産・経理が区分されていることが金融機関および当協会により判断および確認されること
貸付利率	金融機関所定利率
保証料率 (年率)	(通常の料率) (国からの補助後のお客様負担料率) ①0.80% ⇒0.20% ②0.85% ⇒0.20% ③0.45%~1.90% ⇒0.20%~1.15% ※経営者保証免除対応をする場合は0.2%上乘せとなりますが、国からの保証料補助により、 <u>お客様の負担料率は変わりません。</u>
保証割合	責任共有対象外（100%保証）または責任共有対象
借換について (特例あり)	本制度では以下の借換特例があります。（同額内借換に限る） ・危機指定期間中（令和2年2月1日~令和3年12月31日）に実行されたセーフティネット5号保証（責任共有対象）について、同額以下の場合に限り、①の要件（責任共有対象外）で借換可能。 ・責任共有対象外の既存保証について、同額以下の場合に限り、②③の要件であって責任共有対象外の保証により借換可能。
フォローアップ	金融機関により3か月に一度、経営状況の確認がされます。（最長5年）
添付資料	・経営行動計画書（所定の様式（※令和5年1月10日改正）もあります） ・要件確認書（①②：セーフティネット認定書、③：売上高等減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書、売上高営業利益率減少要件確認書） ・経営者保証免除対応確認書（適用する場合）
取扱期間	令和6年3月31日保証申込受付分まで

ご利用にあたっては、金融機関および当協会による審査があります。